

令和7年度霧島市消防局 甲種防火管理者新規講習

令和7年6月11日～令和7年6月12日

火災 全国3736件 鹿児島県：590件 死者35人 霧島市：43件 死者1名

出火原因 タバコ、焚き火、電気配線（コンセントの埃）

1章 防火管理の意義と制度の概要

消防法令 p229～

目的 p229

生命、財産を守る

防火対象物、消防対象物：建物全般、関係者：所有者、管理者、特定防火対象物：

医療・福祉施設→p13 用語集

立入検査 p230

いつでも可、事前連絡必要なし（霧島市では違反がなければ事前連絡あり）

防火管理者 p231

所有者による選任

届出の義務

消防計画の作成

消防用設備 p234

点検・報告 p236

罰則 p240

防火管理の重要性

明星56ビル火災後の消防法令大改正実施

防火管理の意義

自分のところは自分で守る

防火管理制度

義務（防火管理者選任）となる防火対象物 p7

当法人の場合、（6）項ハ（4児発、放課後デイ）（5生活介護）収容人員30人以上

管理権限者：建物の所有者、社長などの代表者

防火管理者の選任、防火管理業務の監督責任

防火管理者

条件：管理・監督的地位

再講習の必要な施設：p7、8の表でピンク色で表示された建物で収容人員300人以上

業務 p14

消防計画作成、避難訓練、設備の点検・整備、収容人員の管理

2章 火気取扱の基本知識と出火防止対策

火災の基礎知識

原因：放火、タバコ、ガスコンロ、電気ストーブ、コンセントの順で多い。

燃焼の条件：燃焼の三要素（可燃物、酸素、熱源）

煙の危険性

煙の移動：横 0.3m～0.8m/秒 人は 1.2m。縦 3～5m 人は 0.5m。

火災の死因：火傷、有毒ガス中毒、窒息。中毒、窒息が死因の 4 割。一酸化炭素は

酸素の 200～300 倍の速さでヘモグロビンと結合し頭痛、眩暈などの
中毒症状あるいは死に至る。

心理・行動

正常化バイアス、同調性バイアスなどに配慮した避難・誘導の重要性

火気管理

放火防止対策

建物外周、トイレ、ゴミ、車両

防炎物品

危険物の安全管理

消防法に定める危険物：火災を発生させやすい発火性、引火性の物質。火災発生・拡大の危険性が高い、消火の困難性が高い。

危険物の規制 p56

指定数量 p54

指定数量以上：市町村長などの許可

指定数量 1/5 未満（少量危険物）：消防（署）長への届出

ガソリン 200/5L、灯油・軽油 1000/5L

そのほかの危険物の管理 p60

指定可燃物

高圧ガス

地震対策

地震による災害

第一次被害：土地、建物などの損壊

第二次被害：火災、津波、インフラ損害、デマ、パニック

インフラは震度 4～5 以上で損害を受ける可能性が高まる。

4章 自衛消防

防火管理の意義

自衛消防活動

通報、初期消火、避難誘導

上記の訓練を実施（特定防火対象物では年2回以上） ←防火管理者

訓練の実施：消防への事前届出

火災の発見 p98

通報・連絡 p99

初期消火 p100

避難誘導 p101

安全防護措置 p103

消防隊への引き継ぎ p104

自衛消防の組織

自衛消防の組織と自衛消防組織（管理権限者が設置義務のある組織 大規模な建物）

編成（小規模） p106

隊長：防火管理者が望ましい

消防用設備などの操作要領

消防設備 p113

消火器：火が天井に届くまでが限界

屋内消火設備

警報設備 p117

火災信号受信したら、火災かどうかの確認されるまではベルの停止操作をしない。

教育

安全管理の重要性

自衛消防活動と災害補償

火災現場での活動に協力し、損害を被った場合市町村の補償がある。

3章 施設・設備の維持管理

種類と役割 p76 表参照

消防設備

消火器

R4より適用を絵で表示するタイプのみ設置可能となる。（文字表記は旧タイプ）

10型が一般的で放射時間は10秒程度。

蓄圧式が一般的で圧力計がついている。旧タイプの加圧式に比べると途中で放射を止めることができる。加圧式の場合は腐食によって使用時に爆発の可能性がある。

ピノキオ→ピンを抜く、ノズルを火に向ける（先を持つ）、距離を取る、レバーを押す。

火が背丈を超えており、天井に到達している場合は使用は諦めて避難する。

効果的、安全な使用

郵便受けから閉鎖された空間に放射

体を壁に接することで避難がしやすい

屋内消火栓

スプリンクラー

警報設備

自動火災報知器：熱、煙、炎感知器

避難設備

避難器具

誘導灯、標識

防火・避難施設

防火施設

防火区画、防火設備（防火扉、シャッター、ダンパー）

避難施設

避難通路、避難口、階段

排煙設備

火災時は基本的に扉を閉める

バルコニー

一時的な避難場所になることも

非常用進入口、非常用エレベーター

消防隊用

点検体制

法定（定期）点検 p91 表参照

特定防火対象物（消防設備）：1/年消防署へ報告書提出（非・・・は1/3年）

点検自体は、機器：6ヶ月毎、総合：1年毎。

日常点検

担当：防火管理者など

点検項目 p93 表参照

消火器の取り扱い説明

適用、消火時間、タイプ（蓄圧）、圧力ゲージ、ピノキオ、距離（3～5m）・立ち位

置（避難経路、壁に体をつける など）、持つ場所（下の方のレバー）

火事の周知、役割指定、使用場所まで行ってからピノキオ

5章 防火管理の進め方と消防計画

防火管理の進め方

火災などの災害を未然に防ぎ、万一発生したら被害を最小限に止める。

防火管理業務受託者についても消防計画に明記する必要

災害予防管理

組織と責任の明確化

防火対象物（建物）の定期点検義務：特定防火対象物で収容人員 300 人以上、若しくは（6）項口で収容人員 10 人以上。 p25、161

消防計画

中規模としての計画見直しの必要性あり？ p167

作成時期：防火管理者選任後、直ちに作成。すでに作成されている場合は内容の見直しが必要。

定めるべき事項 p133

様式：テキスト付録の CD-ROM 参